＊＊＊・・・＋－＊＊＊＊・・・＊＊＋＋＋＋・・・＋＋＋－－－・・・＋－＊＊＊＊

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2026年11月19日(木)

NO. 1731号

本号3頁

3週づけ憲法9条改正に集中論議を繰り返す 衆院憲法審査会

衆院憲法審査会で、自民党は憲法9条改憲に焦点をあて、集中討議を繰り返し行い、最大な狙いである9条改憲の議論を一歩でも前に進めようとしています。

5日の衆院憲法審査会で、今後議論すべきテーマについての討議の中で、自民党と日本維新の会が憲法9条を取り上げました。自民の新藤義孝氏は「9条の論議は国政の根幹に関わる重要事項だ。論点を深掘りするため集中的な討議を行ってはどうか」と提案。そして、自民党の幹事3名が発言。鬼木氏は「自衛隊は軍隊」か。北神氏は「自衛隊のポジティブリスト、ネガティブリストについて。和田氏は「必要最小限度の考え方」について分担して発言。自民党の9条への自衛隊明記について説明しました。また、維新の阿部圭史氏も9条を取り上げ、「9条2項を維持する限り、自衛隊が戦力に該当するか否かとの不毛な議論が永続する」と、2項削除と国防軍創設を主張しました。

12日の衆院憲法審査会でも憲法9条について集中討議、自民党は新藤氏と3名の幹事が分担して発言。自民党は9条1、2項を維持した上で「9条の2」を創設し、自衛隊の存在を明記すべきだと主張。日本維新の会は戦力不保持を定めた2項を削除した上で国防軍を創設すべきだと訴えた。自民は19日の憲法審査会でも9条を取り上げるよう提案しました。

新藤氏は「現行憲法は誰がどのような手段で国と国民を守り、その実力をどう統制するかという国防規定が欠落している」と指摘し、自衛隊明記の必要性を訴えた。

維新の阿部圭史氏は中国、北朝鮮、ロシアの脅威に対抗するには「日米同盟だけでは不十分だ」と強調。オーストラリアや英国、フィリピンなどとの関係を同盟レベルまで引き上げ、現状は限定的に容認されている集団的自衛権の全面容認と、国防軍の創設を実現すべきだと説明しました。

国民民主党の玉木雄一郎氏は「連立与党の中で目指す安全保障の姿が全く異なっている」と指摘し、改憲後の「専守防衛」の扱いをただしました。

これに対し、新藤氏は「平和主義は守った上で、国を守るため必要なことはできるようにしなければいけない」と述べるにとどめました。一方、維新の阿部氏は「専守防衛の理念は守っていくが、言葉としては消えていく。『積極防衛』という文言に変えてはどうかと提案している」と答弁し、自維両党の認識の違いが浮き彫りになりました。

野党筆頭幹事を務める公明党の国重徹氏は自民の改憲論に対し「現行憲法のもとにおいても立法・政策などで実現できるものを想定しているのか」と疑問を呈しました。参政党の和田政宗氏は憲法を作り直す「創憲」を訴え、共産党の畑野君枝氏は9条の堅持と改憲議論中止を求めました。

先の特別国会では、大規模災害などに備える緊急事態条項に関する条文のイメージ案が示されましたが、9条については議論が拡散しているのが実情です。この日の審査会終了後、国重氏は9条に関する条文案作成について記者団から問われ、「個人的な見解としては全く無理だ」と述べました。

本日の衆院憲法審査会でも、憲法9条改正について集中審議が行われます。

憲法審査会で毎回繰り返される各党の発言、維新馬場氏の「論点は出尽くした」に立憲小西氏怒る!!

11月4日の参院憲法審査会で、立憲小西洋之氏は次のように維新の会の馬場氏を批判しました。

7 月 22 日の本審査会では、維新の馬場幹事は、私からの憲法 54 条 1 項の 40、30 日の規定は衆院解散時の内閣居座り排除の趣旨と考えているかとの質問、さらには、70 日間限定説について、参院憲法審の平成二十六年附帯決議にも明記されている法令解釈のルールに当てはめて結論を導いたことがあるかとの質問に答弁を避け続け、挙げ句の果てには、衆院でよく議論を積み重ねてまいりたいなどと発言しました。

馬場幹事はこの間、毎週開催の衆院憲法審で、任期延長改憲について毎回のように、「論点は出尽くした、条文起草委員会の設置を」などと主張しています。にもかかわらず、これからよく議論を積み重ねたいなどというのは、その場しのぎの背理そのものであります。そして、その舌の根も乾かない今国会の 10 月 22 日には、やはり、論点は出尽くした、可及的速やかに条文作成作業になどと主張しています。

このような、まさに改憲ありきの、主権者国民と我が参議院を愚弄する言動を看過するわけにはまいりません。日本維新の会に対して、緊急集会 70 日間限定説について、憲法 54 条 1 項の解釈も含め、法令解釈のルールに当てはめた上で、その憲法並びに法の支配、立憲主義への適合性の説明文書の提出を本審査会に求めます。

以上のように批判しています。改憲派内でも緊急政令についてまとまっていないし、緊急集会についてもまとまっていません。馬場氏はそこが見えないのでしょう。

国民民主の玉木議員 「今臨時国会もあと〇日、三分の二の合意が得られる項目に絞り込む現実的な対応必要」との発言

12 日の衆院憲法審査会で、国民民主の玉木氏は毎回同じフレーズの発言をしました。

この臨時国会も、今日を除けば、この憲法審査会もあと 5 回であります。ただ、いまだに改憲項目が絞り込めておりませんし、条文起草委員会も設置されていません。高市首相が目指す来年春の発議を実現するのであれば、衆参両院で 3 分の 2 の合意が得られる項目に絞り込む現実的な対応が必要だと考えます。何を議論するかではなく、何を議論しないかを決めることも重要ではないでしょうか。

議論すべきテーマは、ずばり二項目だと思います。2026 年 6 月に五会派で合意したダ規模災害時等における議員任期延長など国会機能の維持に関する改正と、昨日の参議院憲法審査会でも議論された合区の解消であります。

毎回、改憲派を煽っているのでしょうが、嘆きそのもので見苦しいと感じます。

参政党　和田政宗議員　憲法を一から国民の手で作り直す「創憲」

参政党は、創憲、憲法を一から国民の手で作り直すことを掲げていますので、現行憲法全体を見直す議論が行われることを望みます。国民が積極的に政治に参画する参加型民主主義を提唱している参政党は、広く国民が憲法論議に参加する創憲という考えを取っています。これは、現行憲法が、ＧＨＱの作った草案に基づいて、主権が制限されている状態の中、占領下で制定されたものであり、国民の自由な意思に基づいて作られたものではないからです。

こうしたことから、参政党は、日本国憲法を、部分的な改正ではなく根本的に、前文からもう一度国民が自分たちで考え、一から作り直す必要があると考えています。自らの国は自らで守り、世界の大調和を実現する。参政党の理念にも掲げられている真の国家としての自立と世界平和を実現しようとする憲法が必要と考えます。

めざす「創憲」は憲法 3 原則の否定・国が主権を有し、天皇は元首

参政党の新日本憲法(構想案)は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の憲法の 3 原理を否定し、国が主権を有し、天皇は「元首として国を代表」(第 3 条)し、元号は天皇が定め、国歌は君が代であると規定、22 条では「統治は国體を尊重し」と明記、天皇主権国家をめざしています。

現行憲法の「戦争放棄」の章も存在せず、「国は、自衛のための軍隊（自衛軍）を保持する」（第 20 条）と明記し、海外での武力行使につながる集団的自衛権の行使も否定していません。

人権についても、「国民は、健康で文化的な尊厳ある生活を営む権理※を有する」
という規定があるだけです（第８条)。現行憲法にある個人の尊重、法の下の平等、表現の自由や学問の自由など個別の権利は書かれていません。逆に「権理には義務が伴い」（第 8 条)と義務が強調されています。

さらに、「婚姻は、男女の結合を基礎とし、夫婦の氏を同じくする」（第７条）と夫婦同姓を憲法上強制し、同性婚を否定しています。教育については「教育を受ける権理」には触れているものの、その内容は、日本の「神話」や「修身」（戦前の道徳教育）を必修にし、「教育勅語など歴代の詔勅」や「愛国心」の尊重を義務付けるというものです（第９条)。国民を侵略戦争に駆り立てた戦前の教育への反省はまったくありません。

一橋大学名誉教授の渡辺治氏は、戦後 70 件近い改憲案が出たが、国民主権の否定、人権条項を欠く案はなく、いずれも「平和主義」に言及している。ところが、参政の案にそれらはなく、「戦後」を公然と否定した戦後初めての改憲案と批判しています。

こんな「創憲」は我が国に必要ありません、一から創ることなど止めてください。

日本共産党の畑野君枝議員　国民が改憲を求めていない中、憲法審査会を動かすべきではない

毎回冒頭に発言されるフリーズです。この通りです。

私たちは、国民が改憲を求めていない中で、憲法審査会を動かすべきではないという立場です。

今、国民の多数は改憲を政治の優先課題とは考えていません。にもかかわらず、憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員が改憲を喧伝し、国民に押しつけることは許されません。

今、国会がやるべきことは、改憲の議論ではなく、憲法を国民の暮らしの隅々に生かすための議論です。選択的夫婦別姓や同性婚の実現、教育の無償化の推進など、憲法に関わる多くの政治課題を前に進めることこそ必要です。同時に、憲法の原理原則に反する現実を変える議論が国会には求められています。

憲法審査会報告集会
「高市改憲止めよう！憲法審査会の現状」にご参加を

いま憲法は最大の危機を迎えています。開催されている第 222 回臨時国会では 10 月 22 日、29 日、そして 5 日に衆院憲法審査会が開催され、5 日には自民の新藤義孝氏は「9 条の論議は国政の根幹に関わる重要事項だ。論点を深掘りするため集中的な討議を行ってはどうか」と提案。自民党の鬼木氏、北神氏、和田氏の 3 名の幹事が分担し、自民党の 9 条改憲について発言しました。

参議院憲法審査会も 11 月 4 日に開催されましました。

自民党は「その時が来た。改正の発議について、なんとか目途が立ったと言える状態で、来年の党大会（2 月 21 日）を迎えたい」との高市首相の発言を受けて、改憲発議、国民投票実現に向けて、今臨時国会で改憲条文案起草委員会の設置など、一歩でも前に進めようと必死です。

そのようなもとで、先の第 221 回国会では、「ペンライト運動の大波」に象徴されるような改憲反対のあらたな運動の前進が、改憲をほぼ前に進めさせませんでした。今臨時国会でも、さらに改憲阻止に向けてたたかいを強めたいと考えております。

5 月に議員会館前で開催しまた憲法審査会報告集会「高市改憲止めよう！憲法審査会の現状」を、再び市民諸団体の皆さんとともに開催し、憲法審査会の現状と今後の運動の進めかたについて、認識を共有したいと思います。

皆さん、是非、ご参加ください、ご案内申し上げます

◆日時　11 月 19 日(木)衆院憲法審査会終了後　12：00 から 13：00
◆開催場所　衆院第二議員会館前（雨天決行）
◆呼びかけ団体：許すな！憲法改悪・市民連絡会（03-3221－4668）
　　憲法会議（03－3261－9007）
◆共催：安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合
　　改憲問題対策法律家６団体連絡会
　　９条改憲 NO!全国市民アクション
　　九条の会
　　憲法９条を壊すな!実行委員会
　　戦争する国づくりストップ!憲法を守り・いかす共同センター

